府令・省令

○内閣府令・国土交通省令第一号

通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十九年政令第二百二十八号）の施行に伴い、並びに旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の四第一項及び第二項並びに第十二条の五第一項の規定に基づき、旅行業者等が旅行者と締結する契約等に関する規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成三十年一月四日

内閣総理大臣　安倍　晋三
国土交通大臣　石井　啓一

旅行業者等が旅行者と締結する契約等に関する規則の一部を改正する命令

旅行業者等が旅行者と締結する契約等に関する規則（平成二十一年内閣府・国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（取引条件の説明） **第三条**　法第十二条の四第一項に規定する取引条件の説明は、次に掲げる事項について行わなければならない。 一　企画旅行契約を締結しようとする場合にあっては、次に掲げる事項 イ～カ　（略） ヨ　全国通訳案内士又は地域通訳案内士の同行の有無 二・三　（略） （書面の記載事項） **第五条**　法第十二条の四第二項の国土交通省令・内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。 一　企画旅行契約を締結しようとする場合にあっては、次に掲げる事項 イ～ニ　（略） ホ　第三条第一号ハからヨまでに掲げる事項 二・三　（略） （書面の記載事項） **第九条**　法第十二条の五第一項の国土交通省令・内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。 一　企画旅行契約を締結した場合にあっては、次に掲げる事項 イ　（略） ロ　第三条第一号ハからトまで及びリからヨまで並びに第五条第一号イ、ハ及びニに掲げる事項 ハ・ニ　（略） 二　（略） **第十一条**　第七条第一項の規定は令第二条第一項において準用する令第一条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容について、第七条第二項の規定は令第二条第一項において準用する令第一条の承諾等について、それぞれ準用する。	（取引条件の説明） **第三条**　法第十二条の四第一項に規定する取引条件の説明は、次に掲げる事項について行わなければならない。 一　企画旅行契約を締結しようとする場合にあっては、次に掲げる事項 イ～カ　（略） （新設） 二・三　（略） （書面の記載事項） **第五条**　法第十二条の四第二項の国土交通省令・内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。 一　企画旅行契約を締結しようとする場合にあっては、次に掲げる事項 イ～ニ　（略） ホ　第三条第一号ハから力までに掲げる事項 二・三　（略） （書面の記載事項） **第九条**　法第十二条の五第一項の国土交通省令・内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。 一　企画旅行契約を締結した場合にあっては、次に掲げる事項 イ　（略） ロ　第三条第一号ハからトまで及びリから力まで並びに第五条第一号イ、ハ及びニに掲げる事項 ハ・ニ　（略） 二　（略） **第十一条**　第七条第一項の規定は令第二条において準用する令第一条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容について、第七条第二項の規定は令第二条において準用する令第一条の承諾等について、それぞれ準用する。

附　則

この命令は、平成三十年一月四日から施行する。